

今すぐ、お客さまにお知らせしたい改正ポイント

平成22年度税制改正大綱が、昨年12月22日に政府より発表されました。従来よりも1週間ほど遅いものでしたが、政権交代後初の民主党を中心とした税制改正として注目が集まりました。実際、「控除から手当への方針による扶養控除の見直し」や「納税者視点に立った租税特別措置等の見直し」などで独自色が出ています。

今回はその中でも、「早急にクライアントにお伝えすべき増税項目」や「やり方次第では大幅節税となる項目」などを中心に解説していきます。

※本稿の内容は、平成22年1月15日現在のものであり、国会を通過するまでは正式な確定事項ではありません。今後の国会審議動向などにより、内容が変更することがありますのでご了承ください。

早急にクライアントにお伝えすべき事項 (定期金に関する権利評価)

お客さまの相続対策のお手伝いをしている生命保険営業員の方は多いと思います。今回の改正内容はいまだ確定事項ではありませんが、該当するクライアントには、現段階の情報をできるだけ早く伝えてあげてほしいのがこの「定期金に関する権利評価の改正」です。

現行の定期金に関する権利の評価方法は、被保険者の死亡等により給付事由が発生している場合と未発生の場合に分かれています。現行の給付事由が発生している場合の有期定期金については、「給付金総額×残存期間に応じた割合（最大：年間給付金額×15）」となっています。また、給付事由が発生している場合の無期定期金については、「年間給付金額×15」となっています。さらには、給付事

現行の評価方法 給付事由が発生している有期定期金の場合

残存期間が5年以下のもの	70/100
残存期間が5年を超え10年以下のもの	60/100
残存期間が10年を超え15年以下のもの	50/100
残存期間が15年を超え25年以下のもの	40/100
残存期間が25年を超え35年以下のもの	30/100
残存期間が35年を超えるもの	20/100

現行の評価方法 給付事由が発生している終身年金の場合

年齢	倍数	年齢	倍数
25歳以下の者	11倍	50歳超60歳以下の者	4倍
25歳超40歳以下の者	8倍	60歳超70歳以下の者	2倍
40歳超50歳以下の者	6倍	70歳超の者	1倍

現行の評価方法 給付事由が未発生の場合

経過期間が5年以下のもの	90/100
経過期間が5年を超え10年以下のもの	100/100
経過期間が10年を超え15年以下のもの	110/100
経過期間が15年を超えるもの	120/100

由が発生している場合の終身定期金については、「年間給付金額×受給権者の年齢に応じた倍数」となっています。現行の給付事由が未発生の場合の評価については、「払込済み保険料等の総額×払込開始時からの経過期間に応じた割合」となっています。

これが、今回の改正では、現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ、次の見直しを行うこととなりました。

【給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額】

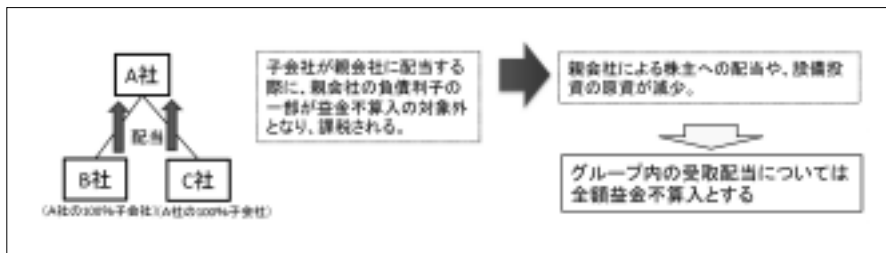
給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、有期定期金・無期定期金・終身定期金にかかわらず、次の金額のうちいずれか高い金額とします。

- ①解約返戻金相当額
- ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、その一時金相当額
- ③予定利率等を基に算出した金額

なおこの改正は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（その期間内に締結した契約〔確定給付企業年金等を除く〕に係るものに限る）及び平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

つまり、平成23年3月31日までの相続等については経過措置を設けていますが、平成23年4月1日以後の相続等については、過去の契約も含めてすべて対象になるということです。こういったときには、クライアントが他の手段で知る前にこちらから先に情報をお伝えすることが何より必要な顧客対応かと思われます。どこよりも早く、クライアントへ情

■図表2 受取配当の益金不算入制度（経済産業省資料より）



織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じます。この場合、源泉徴収等を行わないこととします。

② 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととします（図表2参照）。

なお、施行時期については、平成22年10月1日から適用します。ただし、事業年度単位で適用する受取配当の益金不算入制度の見直しについては、22年4月1日以後に開始する事業年度より適用します。また、地方税については、法人住民税及び法人事業税が単体法人を納税単位としていることを踏まえた上で、一定の措置を講じてとしています。100%グループ内の法人がどこまでの範囲を指すのか、あるいはグループ内の資金移転の詳細など、不明点が残りますが、多くの中小企業に影響を及ぼすことになるのかもしれない。

オーナー課税、遂に廃止！

平成18年に導入されたいわゆるオーナー課税制度は、オーナー及びその同族関係者が株式の90%以上を保有し、業務に従事する役員の過半数を占めている同族会社に対して、オーナー給与の給与所得控除相当部分を法人段階において、損金不算入とする制度です。ただし、基準所得金額（おおまかには法人所得+オーナーの給与の過去3年平均）が1,600万円以下などの比較的小規模な法人は適用除外とされています。

税制改正大綱では、このオーナー課税制度（正式には、特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度）を平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止するとあります（図表3参照）。この税制に苦しめられた中小企業も多かったと思いますので、ひとまず安心と言うところですが、実は、大綱を

よく読むと次の付記書きがありますので要注意です。特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消

するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。具体的には、高額給与に対する給与所得控除について制限を設けることになるのかもしれませんが。

IT設備投資減税の拡充

投資関係の税制としては、中小企業等基盤強化税制を拡充して、資本金が1億円以下の中小企業者（大規模法人の子会社等を除く）による情報基盤強化設備等の取得に係る措置（中小企業情報基盤強化税制）を追加しますとあります。これに伴い、従来の情報基盤強化税制は廃止されます。

つまり、資本金1億円以下の中小企業は、従来どおりの減税措置を受けられますが、逆に、資本金1億円超の大企業は適用除外となりますのでご注意ください。制度の詳細は図表4をご覧ください。

また、従来の情報基盤強化税制の支援対象に加えて仮想化ソフトウェアやIDS、IPS、WAFが追加されます。仮想化ソフトウェアなどの詳細は図表5をご覧ください。

倒産防止共済で大幅節税が可能に!?

さらには、税制改正項目ではありませんが、経済産業省

■図表3 現行のオーナー課税制度（経済産業省資料より）

